

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会

令和7年度 第1回理事会 次第

日時：令和7年5月15日（木）15時～

会場：私学会館 5階大会議室

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 事

(1) 決議事項

第1号議案 令和6年度事業報告及び財務状況報告

第2号議案 定款の一部改正

第3号議案 運営規則の一部改正

第4号議案 会計監査人の選任

第5号議案 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程

第6号議案 社員の入退会

第7号議案 定時社員総会の招集

(2) 報告事項

- ・社員である法人が設置する園の新規加入
- ・私立学校教育振興功労知事表彰受賞者
- ・永年勤続表彰受賞者

(3) その他

4 閉 会

I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

幼児教育における子どもの豊かな育ちについて研修・研究を深めるとともに、幼児教育に関わる者を支援し、家庭や地域における教育力の向上と幼児教育の振興・発展に寄与することを目的として、以下の事業を行った。

教職員の多忙化等を踏まえ、より学びやすい研修環境づくりを進めるため、会場型（中央、分散）や配信型（動画配信、同時配信）の多様な研修形態の導入や、教職員がキャリアステージに応じて自ら選択し主体的に研修ができるよう各分野にわたる研修を積極的に実施した。

(1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会（研修委員会）

① 基本研修

実践的指導力と使命感を養うとともに、何事にも意欲的かつ能動的に取り組む姿勢を育て、幅広い知見の習得を目指す「初任者研修」、園経営を担う理事長・園長等の更なる資質向上を図る「理事長・園長等研修」を行った。

ア 初任者研修

初任者教員を対象に、その職務の遂行に必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見と私学人としての在り方を学ぶため初任者研修会を5回にわたって開催した。

イ 理事長・園長等研修

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長、園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等についての研修会を開催した。

第1回 令和6年6月3日（月） ホテルグランヒルズ静岡

第2回 令和7年2月26日（水） ホテルグランヒルズ静岡

② 専門研修

教員や職員（栄養職員、各種事務職員）が、各キャリアステージに応じて身に付けたい資質・能力を主体的に学ぶため、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の「保育者としての資質向上研修俯瞰図」を参考に研修を実施した。各教職員が必要な研修を受講しやすい環境を提供するため、動画配信型研修を積極的に取り入れながら以下の研修を開催した。

ア フレッシュ研修（動画配信）

基本的なスキルアップを図る研修（概ね1～2年の保育者を想定）。

イ ミドル研修（集合会場、後日動画配信）

基本的なスキルアップを図る研修（概ね3～5年位の保育者を想定）。

- ウ ミドルリーダー研修（集合会場、後日動画配信）
主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る研修（概ね5年以上保育者を想定）。
- エ リーダー研修（動画配信）
主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る研修（主任者や園長を想定）。
- オ 特別支援教育研修（サテライト会場型）
特別支援教育に関する理解、知識、研究、実践を深め、日常保育の質の向上を図る研修。
- カ 乳幼児教育研修（動画配信）
0～2歳児の発達段階を含め、子どもたちが適切に発達課題を達成するためには、どのような環境や援助が必要か、乳幼児の発達理論に基づいた研修。
- キ 安全管理・危機管理研修（集合会場・後日動画配信）
安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための研修。
- ク 幼児教育の理解・発展推進事業（静岡県協議会）（集合会場）
幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題等についての研修。

③ 特別研修

教員が具体的な特定目的に沿った課題について専門の講師による指導を受け、問題を発見する能力や課題を解決する能力など、自らの資質の向上を図るため、自主的に参加する研修を実施した。

ア 保育の質の向上を目指した公開保育による研修

園の保育を広く公開し、公開保育に参加した他園の教員とその日の保育を中心として協議し合うことは、自園の良さを再確認し、これから取り組むべき課題を明らかにするために大変有効である。そこで、加盟園の中から公開保育実施園を指定し、コーディネーターの支援を受けながら公開保育を実施することによって、実施園の保育の質の向上と公開保育に参加する教員の資質向上を図った。

・実施園：静岡聖母幼稚園、やよい幼稚園、山名幼稚園

イ 実技指導研修会

各地区で開催する実技指導研修会に助成し、地区における教育活動の推進・活性化を図った。
(各地区に30万円助成)

(2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等（研修委員会）

① 調査・研究事業

ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

幼児教育に関する講演等に参加するとともに、都道府県協議会の成果の発表交換、教育課程実施に伴う諸問題について研究協議し、幼児教育の向上を図った。

イ 調査・研究プロジェクト

○ 園行事の取り組みと子どもの育ちについて考えるプロジェクト（令和6・7年度）

園で行われる様々な行事は、子どもの感性や情緒を育み、豊かな育ちを助長するものでなくてはならない。そこで、行事の教育的価値をしっかりと検討し、園生活の自然な流れの中で生活の変化や潤いを与え子どもが主体的に楽しく活動できるようにするための工夫や、それを通して、どのように子どもの育ちをとらえていったらいいのかについて研究した。

② 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業

幼稚園教諭一種免許状認定夏期講習（5単位×2年）を開設する静岡県教育委員会と連携し、効率的な一種免許状への上進を促進した。

開催時期	会場（受講者数）
8月1～2日、5～8日、 19～22日	静岡大学（20人）

2 健全経営等推進事業

幼児教育環境が大きく変化する中で、地域の幼児教育機関としての私立幼稚園・認定こども園が役割と責任を果たし、信頼され発展していくためには、基盤となる経営の健全性を確保することが重要である。そこで、経営基盤を維持・向上し、将来に亘って健全経営と教育目的を果たしていけるよう以下の事業を行った。

(1) トップマネジメントの支援（経営研究委員会ほか）

① 理事長・園長等研修会（再掲：I1（1）①イ）（研修委員会）

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長・園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修した。

② 経営者向け情報の提供

子ども・子育て支援新制度の施行や少子化の進行などに伴い、園を取り巻く状況変化が著しいことから、加盟園の経営形態を踏まえながら、園経営を支援するための情報をわかりやすく、きめ細かく提供した。

ア 静私幼だより通信（経営者向け）

園経営に関する各種制度の創設や改正、統計数値などについて、各園（経営者）の理解を促進し、的確な制度利用等を支援するため、解説や補足説明などを加えた「静私幼だより通信（経営者向け）」を作成し、協会HPへの掲載により随時発信した。

イ 行政関連情報の収集・提供

各市町の私立幼稚園・認定こども園に対する助成制度や0歳児から5歳児までの年齢別住民登録人数などについて調査し、収集した情報を協会HPへ掲載するとともに情報提供した。

ウ 経営関連情報の提供

全日本私立幼稚園連合会が実施する経営実態調査の県内データを活用し、加盟園の経営関連状況をとりまとめ、協会HPへの掲載等により情報提供した。

③ 園経営を支援する諸活動など

ア 行政との連携、要望活動など

(ア) 静岡県私学振興大会の開催（三役・地区長会）

私立学校の振興等を目的に、静岡県（副知事など）や静岡県議会（議長や私学振興議員連盟）参加のもと、他の私学団体（小・中・高校、専修・各種専門学校）と協力して「静岡県私学振興大会」を開催した。

- ・令和6年11月13日（水） ホテルグランヒルズ静岡
- ・参加者 私立学校関係者約1,000人

イ 園の安全管理の向上

(ア) 安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための研修を開催した。（再掲）

(イ) 各園で策定している防災（危機管理）マニュアル等の教職員・保護者への十分な周知を促進した。

ウ 地区活動の推進と地域社会との連携（三役・地区長会）

(ア) 加盟園の多様なニーズに的確に対応していくためには、地区の活動基盤の強化が必要なことから、現在の園数規模が大きく異なる11地区を、概ね30園規模となるよう6地区に統合した。

(イ) 統合後の地区長を理事とすることにより、地区活動の情報共有化や地区からの提案・要望を振興協会の運営に反映した。

(ウ) 各地区（6地区）は関係市町との意見交換や要望活動を積極的に行った。加盟園の振興に関する地区活動の推進を図るため費用を助成した。（各地区に総額120万円を助成）

(エ) 各園は地域防災教育推進会議等に積極的に参加し、地域防災との連携を図った。各地域で市町の防災担当課や専門家などと協力し防災講座等園の安全管理に関する研修を実施した。

エ 静私幼要覧の作成

振興協会の各種事業実績や調査結果をまとめた要覧（PDF）を作成し、HPに掲載することにより、加盟園と情報共有を図り、行政機関や国、県の議員等との協議・提案の基礎資料として活用した。

(2) 人材確保の支援（人材確保・育成委員会）

質の高い幼児教育を継続して提供していくためには、教職員人材の確保が必要不可欠なことから、学生に対する幼稚園教員等の魅力の発信や教員養成校との密接な関係の構築、就職フェアなどを行った。

① 学生等求職者向け情報の提供

- ・学生の利用率が高い動画・写真系SNS（インスタグラム、X、TikTok）を活用し、私立幼稚園・認定こども園で働く魅力を発信した。また、通勤通学者を対象とした情報発信として、県内主要駅への人材募集広告の掲載を行った。（厚生労働省助成金活用）

- ・ 中学生・高校生の就職希望者の拡大を図るため、各園の学生の受け入れ（職場体験）や教員養成機関の情報を掲載したパンフレットを作成した。

② 教員養成機関との連携強化

将来に亘り優秀な教員を確保し、また園が学生にとって魅力ある職場となるよう、県内外の教員養成校との意見交換会を開催した。新規教員採用にかかる講演会と講演内容を踏まえたグループ協議により、活発な意見交換を行った。

・開催日：令和7年1月20日（月） ・会場：グランデ・イェルブ・ケイ

③ 学生等とのマッチング機会の提供

就職を希望する学生等と園とのマッチング機会を積極的に提供するため、東部・中部・西部の各地区が地域の実情を踏まえながら開催する就職フェアに対し助成した。

東部会場 3月25日（火）（会場 プラサヴェルデ）
 中部会場 3月27日（木）（会場 清水テルサ）
 西部会場 3月26日（水）（会場 アクトシティ浜松）

（3）人材の育成（人材確保・育成委員会）

① 後継者の育成

将来に亘って園の健全な経営と教育目的を果たしていくため、次世代の幼児教育を担い、将来のリーダーとして活躍が期待される若い人材を対象に育成研修・交流会等を行った。

研修会名	開催年月日	会場
次世代リーダー養成研修会	令和7年2月17日（月）	JR静岡駅ビルパルシェ会議室

II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

子どもの最善の利益のため、さらなる幼児教育の振興を進め、幼児教育・保育実践の中心的な役割を果たし、「こどもが豊かに育つ権利」を家庭や地域社会に訴え続け、以下の事業を行った。

1 子育て家庭向け情報の提供等（子育て支援委員会）

子育て家庭を支援する各種制度や社会的活動、地域の幼児教育センターとしての振興協会の事業紹介（子育てフェア、子育て支援カウンセラー等）など、様々な視点から子育て家庭を支援する情報を「子育て情報コラム」として協会HPへの掲載などにより発信した。

2 子育て家庭を支援する諸活動（子育て支援委員会）

（1）子育てフェア、すこやか子育て相談等

「子育てフェア」「すこやか子育て相談」等を地区協会が企画運営し、子育て世代の交流を図り、家族の絆や地域の子育て力の向上を進めるとともに、幼児教育の重要性と魅力を発信した。

（各地区に総額 5,966,500 円を助成）

(2) 子育て支援カウンセラー

各地区において「子育て支援カウンセラー」による子育て相談を実施し、保護者の子育て相談や悩みの解消、子どもの問題行動や発達相談、また、教職員等のコンサルテーションや園の子育て支援のカンファレンスを行い、子どもの健やかな成長を支えた。

相談件数 1,999 件 相談時間 1,033 時間

(3) 心身障害児等就園保育助成事業

私立幼稚園等障害児教育助成（県事業）を補完するため、特別な配慮が必要な心身障害児が 1 人のみ¹在園している園（園児数 80 人以上に限る。）に対して、園児一人月額 2,500 円（年額 30,000 円）を助成した。（本助成により私学経常費助成で最大 75 万円の加算）

助成対象 4 園、 助成額 120,000 円

Ⅲ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

1 教職員福利厚生事業（事務局）

振興協会慶弔規程に基づき、教職員に結婚・出産等祝い金や災害見舞金等を支給した。

対象者 222 人 支給額 1,725,000 円

Ⅳ 社員総会・理事会等の開催状況

1 社員総会

【第 72 回 定時社員総会】

日 時 令和 6 年 6 月 3 日（月）9 時 45 分

会 場 ホテルグランヒルズ静岡 5 階センチュリールーム

出席者数 社員総数 172 人 出席者 154 人（内委任状 102 人）、欠席者 18 人

議 事 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告及び財務状況報告

第 2 号議案 役員を選任

報 告 公益社団法人の認定、社員の退会など

2 理事会

【第 1 回】

日 時 令和 6 年 5 月 15 日（水）15 時

会 場 静岡県私学会館 5 階大会議室

出席者数 理事総数 22 人、出席理事 19 人、出席監事 2 人

議 事 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告及び財務状況報告

第 2 号議案 役員候補者の選任

第 3 号議案 定時社員総会の招集

報 告 令和 6 年度私学振興功勞知事表彰受賞者、永年勤続表彰受賞者
公益社団法人の認定など

【第2回】

日 時 令和6年6月3日(月) 11時
会 場 ホテルグランヒルズ静岡 5階センチュリールーム
出席者数 理事総数15人、出席理事14人、出席監事2人
議 事 第1号議案 理事長、副理事長の選任
第2号議案 地区長の委嘱
第3号議案 常置委員会委員長の選任
第4号議案 常置委員会等委員の選任

【第3回】

日 時 令和6年12月11日(水) 14時
会 場 静岡県私学会館5階大会議室
出席者数 理事総数15人、出席理事15人、出席監事2人
議 事 協議事項 令和7年度事業計画案
報告事項 令和6年秋の叙勲受章者
公益認定法の改正

【第4回】

日 時 令和7年2月18日(火) 15時
会 場 静岡県私学会館5階大会議室
出席者数 理事総数15人、出席理事15人、出席監事2人
議 事 第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算
第2号議案 合併契約の締結
第3号議案 社員の退会
報 告 職務執行状況の報告
県の組織改正等

3 監事監査

【令和6年度監査会】

日 時 令和6年5月10日(金) 15時
会 場 静岡県私学会館4階会議室
執行者 監事 柿野 敏和
監事 相田 芳久

正味財産増減計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産(貸付金)受取利息	715,230	1,078,065	△ 362,835
特定資産(貸付事業積立資産)受取利息	52,467,168	49,215,362	3,251,806
特定資産(財務調整)受取利息	478	443	35
特定資産売却益	41,013,450		41,013,450
特定資産評価益	0	19,837,701	△ 19,837,701
特定資産運用益計	94,196,326	70,131,571	24,064,755
受取会費			
会員受取会費	34,664,040	36,616,760	△ 1,952,720
研修等受取会費	175,000	898,000	△ 723,000
受取会費計	34,839,040	37,514,760	△ 2,675,720
受取補助金等			
受取県費補助金振替額	10,056,658	10,056,658	0
受取国庫補助金等	3,515,000	8,188,000	△ 4,673,000
受取補助金等計	13,571,658	18,244,658	△ 4,673,000
雑収益			
受取利息	6,369	576	5,793
雑収益	710,200	540,400	169,800
雑収益計	716,569	540,976	175,593
経常収益計	143,323,593	126,431,965	16,891,628
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	24,155,367	16,728,479	7,426,888
臨時雇賃金	1,761,255	1,330,484	430,771
賞与		5,444,371	△ 5,444,371
法定福利費	4,671,373	3,661,563	1,009,810
退職給付費用		168,000	△ 168,000
福利厚生費	90,015	441,090	△ 351,075
特定資産評価損	34,096,296		34,096,296
旅費交通費	3,068,610	5,508,500	△ 2,439,890
通信運搬費	398,592	411,977	△ 13,385
建物減価償却費	1,371,438	1,462,868	△ 91,430
建物付属設備減価償却費	653,709	579,458	74,251
什器備品減価償却費	261,891	250,655	11,236
ソフトウェア償却費	559,626	379,340	180,286
消耗什器備品費	92,500		92,500
消耗品費	520,937	574,205	△ 53,268
印刷製本費	337,757	2,319,371	△ 1,981,614
光熱水料費	271,893		271,893
賃借料	3,951,107	5,319,600	△ 1,368,493
保険料	18,522	25,756	△ 7,234
諸謝金	7,810,100	8,685,486	△ 875,386
租税公課	2,000	7,547,326	△ 7,545,326
支払負担金	973,946		973,946
支払助成金	11,066,500	11,011,737	54,763
委託費	4,803,497	10,493,210	△ 5,689,713
会議費	164,794	440,723	△ 275,929
教材費		64,984	△ 64,984
慶弔費	1,725,000	1,560,000	165,000
支払手数料	331,073	195,195	135,878
雑費	84,117	117,652	△ 33,535
事業費計	103,241,915	84,722,030	18,519,885

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
管理費			
給料手当	3,086,349	2,339,181	747,168
臨時雇賃金	195,695	147,831	47,864
賞与		863,470	△ 863,470
法定福利費	651,494	987,496	△ 336,002
退職給付費用		213,000	△ 213,000
福利厚生費	141,260	172,740	△ 31,480
会議費	1,741,141	1,662,269	78,872
交際費	142,500	215,000	△ 72,500
旅費交通費	43,680	39,365	4,315
通信運搬費	126,607	210,811	△ 84,204
建物減価償却費	457,146	365,716	91,430
建物付属設備減価償却費	217,902	144,865	73,037
什器備品減価償却費	69,442	52,959	16,483
ソフトウェア償却費	186,541	94,833	91,708
消耗什器備品費	20,680		20,680
消耗品費	173,201	169,147	4,054
修繕費	68,200	70,400	△ 2,200
印刷製本費	66,285	134,390	△ 68,105
光熱水料費	90,630	484,738	△ 394,108
賃借料	487,569	1,302,261	△ 814,692
保険料	6,174	4,940	1,234
租税公課	73,370	72,702	668
委託費	1,595,505	1,543,641	51,864
支払負担金	95,000	95,000	0
支払手数料	67,622	158,782	△ 91,160
管理諸費	67,930	550	67,380
雑費	23,083	17,398	5,685
管理費計	9,895,006	11,563,485	△ 1,668,479
経常費用計	113,136,921	96,285,515	16,851,406
評価損益等調整前当期経常増減額	30,186,672	30,146,450	40,222
当期経常増減額	30,186,672	30,146,450	40,222
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
その他経常外費用			
固定資産除却損	8	0	8
経常外費用計	8	0	8
当期経常外増減額	△ 8	0	△ 8
当期一般正味財産増減額	30,186,664	30,146,450	40,214
一般正味財産期首残高	1,238,958,599	1,208,812,149	30,146,450
一般正味財産期末残高	1,269,145,263	1,238,958,599	30,186,664
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取事業費補助金(指)	9,850,000	9,850,000	0
受取補助金等計	9,850,000	9,850,000	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	10,056,658	10,056,658	0
当期指定正味財産増減額	△ 206,658	△ 206,658	0
指定正味財産期首残高	293,554,498	293,761,156	△ 206,658
指定正味財産期末残高	293,347,840	293,554,498	△ 206,658
III 正味財産期末残高	1,562,493,103	1,532,513,097	29,980,006

科目	公益事業					法人会計	合計
	公益事業を区画する事業						
	(公1)私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業	(公1-2)健全経営等推進事業	(公1)小計	(公2)地域の子どもを支援する事業	公益事業合計		
管理費							
手当							
臨時雇賃金							
法定福利費							
福利厚生費							
会議費							
交際費							
旅費交通費							
通信運搬費							
建物減価償却費							
建物付属設備減価償却費							
什器備品減価償却費							
ソフトウェア償却費							
消耗什器備品費							
修繕費							
印刷製本費							
光熱水料費							
貸借料							
保険料							
租税公課							
委託費							
支払手数料							
支払手数料							
管理諸費							
雑費							
管理費計							
経常用計							
評価損益等調整前当期経常増減額							
当期経常増減額							
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計							
(2) 経常外費用							
その他経常外費用							
固定資産除却損							
経常外費用計							
当期経常外増減額							
他会計振替前当期一般正味財産増減額							
当期一般正味財産増減額							
一般正味財産期首残高							
一般正味財産期末残高							
指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等							
受取事業費補助金(指)							
受取補助金等計							
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額							
当期指定正味財産増減額							
指定正味財産期首残高							
指定正味財産期末残高							
III 正味財産期末残高							

貸借対照表
令和 7年 3月31日現在

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	12,015,583	15,400,705	△ 3,385,122
未収金	13,365,000	9,850,000	3,515,000
貯蔵品	10,308	10,308	0
前払金	5,315		5,315
立替金	3,300	0	3,300
流動資産合計	25,399,506	25,261,013	138,493
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
長期貸付金(特)	48,765,000	81,300,000	△ 32,535,000
退職給付引当資産(特)	1,020,441	708,000	312,441
建物減価償却引当資産(特)	25,761,052	23,932,468	1,828,584
貸付事業積立預金(普通預金)	150,432,926	203,410,379	△ 52,977,453
貸付事業積立預金(有価証券)	0	143,945,096	△ 143,945,096
貸付事業積立預金(投資有価証券)	1,843,319,333	1,595,238,583	248,080,750
特定資産合計	2,069,298,752	2,048,534,526	20,764,226
(2) その他固定資産			
建物	65,016,320	66,844,904	△ 1,828,584
建物付属設備	11,460,665	9,784,676	1,675,989
什器備品	383,537	433,058	△ 49,521
ソフトウェア	1,679,407	2,425,574	△ 746,167
定期預金	27,000,000	27,000,000	0
その他固定資産合計	105,539,929	106,488,212	△ 948,283
固定資産合計	2,174,838,681	2,155,022,738	19,815,943
資産合計	2,200,238,187	2,180,283,751	19,954,436
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,578,990	1,460,913	118,077
前受金	66,000	33,000	33,000
預り金	192,147	38,200	153,947
賞与引当金	2,661,266	1,829,171	832,095
流動負債合計	4,498,403	3,361,284	1,137,119
2. 固定負債			
協会預り金	632,226,240	643,701,370	△ 11,475,130
退職給付引当金	1,020,441	708,000	312,441
固定負債合計	633,246,681	644,409,370	△ 11,162,689
負債合計	637,745,084	647,770,654	△ 10,025,570
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基金造成費補助金	284,000,000	284,000,000	0
寄付金	9,347,840	9,554,498	△ 206,658
指定正味財産合計	293,347,840	293,554,498	△ 206,658
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	1,269,145,263	1,238,958,599	30,186,664
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	1,562,493,103	1,532,513,097	29,980,006
負債及び正味財産合計	2,200,238,187	2,180,283,751	19,954,436

財産目録
令和 7年 3月31日現在

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・数量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	静岡銀行 本店	運転資金として	12,015,583	
		三井住友信託銀行 静岡中央支店	同上	11,840,759	
	未収金		同上	174,824	
	貯蔵品		県補助金他	13,365,000	
	前払金		外国通貨等	10,308	
	立替金		経費前払い 関連団体経費立替	5,315 3,300	
流動資産合計				25,399,506	
(固定資産)	特定資産				
	退職給付引当資産	静岡銀行 本店	退職手当資金の給付に備えた財源	1,020,441	
	建物減価償却引当資産	三井住友信託銀行 静岡中央支店	建物再建築に備えた財源	1,020,441	
	貸付事業積立資産			25,761,052	
	普通預金	静岡銀行 本店	健全経営推進事業に使用している	25,761,052	
	満期保有目的有価証券			2,042,517,259	
	ゴールドマンサックス	2027年 3月23日満期 同上	同上	150,432,926	
	ゴールドマンサックス	2045年 8月10日満期 同上	同上	1,843,319,333	
	ドイツ銀行ロンドン支店	2047年 5月24日満期 同上	同上	200,000,000	
	ドイツ銀行ロンドン支店	2047年 8月16日満期 同上	同上	200,000,000	
	ピー・エヌ・ピー・パリバ	2038年 4月12日満期 同上	同上	200,000,000	
	ポーランド共和国 第7回	2037年11月16日満期 同上	同上	100,000,000	
	モルガンスタンレービーバイ	2036年 7月22日満期 同上	同上	95,283,485	
	セブン&アイ・ホールディングス	2025年12月19日満期 同上	同上	100,000,000	
	シティGRグローバルマーケット	2042年 8月 4日満期 同上	同上	200,459,429	
	パークレイズ・バンクPLC	2032年 6月21日満期 同上	同上	100,000,000	
	フォルクスワーゲンFS	2025年 6月20日満期 同上	同上	100,000,000	
	東京電力リニューアブルパワー	2034年 2月28日満期 同上	同上	99,851,091	
	シティGRグローバルマーケット	2044年 7月25日満期 同上	同上	97,725,328	
	貸付事業資産			150,000,000	
	長期貸付金	各貸付先会員幼稚園	貸付事業に使用している	48,765,000	
	特定資産合計				48,765,000
	その他固定資産	建物	静岡市葵区		2,069,298,752
	建物付属設備	同上		65,016,320	
	什器備品	同上		11,460,665	
	ソフトウェア	同上		383,537	
	定期預金	三井住友信託銀行 静岡中央支店		1,679,407	
その他固定資産合計				27,000,000	
固定資産合計				105,539,929	
資産合計				2,174,838,681	
(流動負債)	未払金		3月分経費他	1,578,990	
	前受金		令和7年度分HP広告費	66,000	
	預り金		退職職員分共済掛金	192,147	
	賞与引当金		翌期賞与に係る4か月分の引当金	2,661,266	
	流動負債合計				4,498,403
(固定負債)	退職給付引当金		退職手当資金の給付に備えた引当金	1,020,441	
	協会預り金		社員からの預り金	632,226,240	
	固定負債合計				633,246,681
負債合計				637,745,084	
正味財産				1,562,493,103	

財務諸表に対する注記

1 この財務諸表は、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)に基づいて作成した。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 建物及びソフトウェア

定額法によっている。

(ロ) 什器備品

定率法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

期末退職手当の自己都合支給額に相当する金額を計上している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	708,000	312,441	0	1,020,441
建物減価償却引当資産	23,932,468	1,828,584	0	25,761,052
貸付金	81,300,000	0	32,535,000	48,765,000
貸付事業積立資産	1,942,594,058	485,269,954	434,111,753	1,993,752,259
小計	2,048,534,526	487,410,979	466,646,753	2,069,298,752
合計	2,048,534,526	487,410,979	466,646,753	2,069,298,752

4 特定資産の財源の内訳

特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定資産				
退職手当引当資産	1,020,441	0	0	1,020,441
建物減価償却引当資産	25,761,052	9,347,840	16,413,212	0
貸付金	48,765,000	48,765,000	0	0
貸付事業積立資産	1,993,752,259	235,235,000	1,126,291,019	632,226,240
小計	2,069,298,752	293,347,840	1,142,704,231	633,246,681
合計	2,069,298,752	293,347,840	1,142,704,231	633,246,681

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期除却額	当期末残高
建物	101,588,000	36,571,680	0	65,016,320
建物付属設備	13,358,400	1,897,735	0	11,460,665
什器備品	2,550,570	2,167,033	0	383,537
ソフトウェア	3,821,400	2,141,993	0	1,679,407
合計	121,318,370	42,778,441	0	78,539,929

6 満期保有目的の債券・帳簿価額の内訳並びに時価、評価損益

満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
ビー・エヌ・ピー・パブリカ	100,000,000	83,170,000	△ 16,830,000
ポーランド共和国 第7回	95,283,485	102,350,000	7,066,515
ゴールドマンサックスグループ	200,000,000	209,620,000	9,620,000
ゴールドマンサックスグループ	200,000,000	169,160,000	△ 30,840,000
モルガンスタンレービーピー	100,000,000	99,500,000	△ 500,000
ドイツ銀行ロンドン支店	200,000,000	189,260,000	△ 10,740,000
ドイツ銀行ロンドン支店	200,000,000	186,400,000	△ 13,600,000
セブン&アイ・ホールディングス	200,459,429	199,080,000	△ 1,379,429
シティGRグローバルマーケット	100,000,000	89,070,000	△ 10,930,000
パークレイズ・バンクPLC	100,000,000	95,030,000	△ 4,970,000
フォルクスワーゲンFS	99,851,091	99,750,000	△ 101,091
東京電力リニューアブルパワー	97,725,328	93,350,000	△ 4,375,328
シティGRグローバルマーケット	150,000,000	134,475,000	△ 15,525,000
合計	1,843,319,333	1,750,215,000	△ 93,104,333

上記の外国債は、償還日において額面100%の価額で償還されるものである。

上記の時価は、決算日現在において償還期限前売却をした場合の時価である。

7 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の一部を運用益によって賄うため、一般債、仕組債などの複合金融商品により資産運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資金融商品は、一般債や仕組債であり、発行体の信用リスク、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク)を保有している。なお、仕組債(1,200,000,000円)は、中途解約が制約されていることにより、満期到来までに資金化することが困難な流動性に乏しい性質を持っている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資産運用の取引の決定

金融商品の取引は、当法人の理事長及び副理事長で構成する会議で決定する。また、債券購入にあたっては、事前に資産運用検討部会で金融商品の検討を行う。

② 信用リスクの管理

一般債及び仕組債などの複合金融商品については、発行体の信用情報や時価等の状況を定期的に把握し、理事長及び副理事長で構成する会議に報告する。

8 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
地方公共団体補助金						
会館建設費補助金		9,554,498	0	206,658	9,347,840	指定正味財産
貸付基金造成費補助金	静岡県	284,000,000	0	0	284,000,000	指定正味財産
私立学校経営支援事業費補助金		0	2,350,000	2,350,000	0	一般正味財産
私立学校教職員研修事業費補助金		0	5,000,000	5,000,000	0	一般正味財産
私立幼稚園幼児教育センター事業費補助金		0	2,500,000	2,500,000	0	一般正味財産
働き方改革推進支援助成金	静岡労働局	0	3,515,000	3,515,000	0	一般正味財産
合計		293,554,498	13,365,000	13,571,658	293,347,840	—

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定財産から一般財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	206,658
私立学校経営支援事業費補助金の振替額	2,350,000
私立学校教職員研修事業費補助金の振替額	5,000,000
私立幼稚園幼児教育センター事業費補助金の振替額	2,500,000

10 関連当事者との取引の内容

該当なし。

11 重要な後発事象

該当なし。

12 その他

特になし。

監査報告書

令和7年5月12日

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道 様

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

監事 田中 邦昌



監事 相田 芳久



監事相田芳久と田中邦昌は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会に関する令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務の実施状況及び財務状況について、法令及び定款に基づき監査を行いましたので、次のとおり報告します。

1 監査の方法及び概要

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し、理事からの報告を聴取し、関係書類の閲覧等を行い、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致しており、法人の財務状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告の内容は、事実に従い、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の状況を正しく示しているものと認めます。
また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

第2号議案 定款の一部改正

公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との合併等に伴い、下記のとおり定款の一部を改正する。

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
<p>公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会定款</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 当法人は、公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会と称する。 (事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的)</p> <p>第3条 当法人は、静岡県内における私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。 (事業)</p> <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 園の健全な経営を推進するための事業 (3) 地域の子育て支援のための事業 (4) 退職手当の資金を給付する事業 (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 当法人は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会と称する。 (事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的)</p> <p>第3条 当法人は、静岡県内における私立幼稚園教育の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって幼児の健全な育成を図ることを目的とする。 (事業)</p> <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 地域の子育て支援のための事業 (3) 私立幼稚園の健全な経営を推進するための事業 (新設) (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p>

改正案	現行
<p>第3章 社員 (社員の資格の取得)</p> <p>第5条 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人(既に社員である学校法人以外の法人を含む。)で、当法人の目的に賛同して、入会したものとす。</p> <p>2 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならぬ。</p> <p>2 第4条第4号の事業(退職手当の資金を給付する事業)に参加する社員等は、同事業に要する費用に充てるため、社員総会において別に定める負担金を毎月支払わなければならぬ。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(除名)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3章 社員 (社員の資格の取得)</p> <p>第5条 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定されている園児(以下、「1号児」という。))の定員が認められている認定こども園を含む。)を設置する法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとす。</p> <p>2 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならぬ。</p> <p>(新設)</p> <p>(任意退会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(除名)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現 行
<p>第 4 章 社員総会 (構成) 第 10 条 (略) (権限) 第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 社員の除名 (2) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び活動計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催) 第 12 条 (略) (招集) 第 13 条 (略) 2 (略) (議長) 第 14 条 (略) (議決権) 第 15 条 (略)</p>	<p>第 4 章 社員総会 (構成) 第 10 条 (略) (権限) 第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催) 第 12 条 (略) (招集) 第 13 条 (略) 2 (略) (議長) 第 14 条 (略) (議決権) 第 15 条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(決議)</p> <p>第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 社員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 章 役員及び会計監査人 (役員及び会計監査人の設置)</p> <p>第 18 条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10 名以上 17 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(決議)</p> <p>第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 社員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 章 役員 (役員の設置)</p> <p>第 18 条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10 名以上 15 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案	現 行
<p>5 <u>当法人に会計監査人を置く。</u> (役員及び会計監査人の選任)</p> <p>第 19 条 理事、監事及び<u>会計監査人</u>は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(会計監査人の職務及び権限)</u></p> <p>第 21 条の 2 <u>会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び活動計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているとき</u> は、当該書面</p> <p>(2) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表</u> 示したもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>(役員及び会計監査人の任期)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。</u></p> <p>(役員及び会計監査人の解任)</p> <p>第 23 条 <u>理事、監事及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。</u></p> <p>2 <u>監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集された社員総会に報告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p>(2) <u>会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p>(3) <u>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u></p> <p>(役員及び会計監査人の報酬)</p> <p>第 24 条 <u>理事及び監事は、無報酬とする。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 15 号に規定する 1 人以上必要とする理事及び同法同条第 16 号に規定する 1 人以上必要とする監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した</u></p>	<p>(役員任期)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 23 条 <u>理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第 24 条 <u>理事及び監事は、無報酬とする。</u></p>

改正案	現 行
<p>額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 <u>会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。</u></p> <p>(役員の責任の一部免除)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>第 26 条 (構成) ～第 29 条 (決議) (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 <u>出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p> <p>第 7 章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 32 条 当法人の<u>事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事</p>	<p>(新設)</p> <p>(役員の責任の一部免除)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>第 26 条 (構成) ～第 29 条 (決議) (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 <u>理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p> <p>第 7 章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 32 条 当法人の<u>事業計画書及び収支予算書</u>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事</p>

改正案	現 行
<p>長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 活動計算書 (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュ・フロー計算書 <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち 	<p>長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録 (新設) (新設) <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 監査報告 (新設) (2) 理事及び監事の名簿 (新設) (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち

改正案	現 行
<p>重要なものを記載した書類</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>第 8 章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>(解散)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第 37 条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 38 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条</p>	<p>重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 34 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 3 号の書類に記載するものとする。</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>第 8 章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>(解散)</p> <p>第 37 条 (略)</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第 38 条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条</p>

改正案	現 行
<p>第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 9 章 公告の方法 (公告の方法) 第 39 条 (略)</p> <p>第 10 章 補則 (委任) 第 40 条 (略)</p>	<p>第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 9 章 公告の方法 (公告の方法) 第 40 条 (略)</p> <p>第 10 章 補則 (委任) 第 41 条 (略)</p>

附則 この改正は、公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との間で締結した合併契約の効力発生日（令和 8 年 4 月 1 日）から施行する。

第3号議案 運営規則の一部改正

公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との合併等に伴い、次のとおり運営規則の一部を改正する。

(下線部分が変更箇所)

改正案	現行
<p>公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会運営規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会定款(以下「定款」という。)第41条の規定に基づき、公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。</p> <p>(業務執行の基本原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 組織等</p> <p>第1節 地区及び地区長(地区及び地区長の委嘱)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社員・加盟園の地区等への所属)</p> <p>第4条 社員が設置する私立幼稚園、認定こども園、保育所は、別に定める入会申込等により当法人の事業に参加することができる。</p> <p>2 前項の規定により当法人の事業に参加する園等を加盟園とする。ただし、定款第4条第4号の退職手当の資金を給付する事業のみに参加する園</p>	<p>公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会運営規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款(以下「定款」という。)第41条の規定に基づき、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。</p> <p>(業務執行の基本原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 組織等</p> <p>第1節 地区及び地区長(地区及び地区長の委嘱)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社員の地区等への所属)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>等を除く。</u></p> <p>3 定款第5条の規定により当法人の社員となる者及び<u>加盟園</u>は、前条第1項に定められた地区に所属しなければならない。</p> <p>4 地区に地区の一部又は全部の区域を範囲とする私立幼稚園・認定こども園が構成する協会がある場合には、当法人の社員となる者及び<u>加盟園</u>はその協会に加入しなければならない。</p> <p>(地区長の職務と任期など)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 役員候補者 (理事候補者の推薦等)</p> <p>第6条 定款第18条第1項第1号の理事(公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第15号に規定する1人以上必要とする理事を除く。)の候補者は、社員である法人の理事長又は<u>加盟園の園長</u>(以下「理事有資格者」という。)のうち、次の各号に掲げるものとし、第1号及び第2号の理事候補者にかかわらず、理事有資格者である者は自ら理事候補者として立候補することとする。</p> <p>(1) 各地区長候補者は、地区推薦の理事候補者とする。</p> <p>(2) 理事長及び副理事長で構成する会(以下「三役会」という。)、第10条第1項の各常置委員会は、それぞれ次に掲げる人員を理事候補者として推薦することができる。</p>	<p>第4条 定款第5条の規定により当法人の社員となる者は、前条第1項に定められた地区に所属しなければならない。</p> <p>2 地区に地区の一部又は全部の区域を範囲とする私立幼稚園が構成する協会がある場合には、当法人の社員となる者はその協会に加入しなければならない。</p> <p>(地区長の職務と任期など)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 役員候補者 (理事候補者の推薦等)</p> <p>第6条 定款第18条第1項第1号の理事の候補者は、社員である法人の理事長又は<u>設置者(園長を含む。以下「理事有資格者」という。)</u>のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号及び第2号の理事候補者にかかわらず、理事有資格者である者は自ら理事候補者として立候補することができるものとする。</p> <p>(1) 各地区長候補者は、地区推薦の理事候補者とする。</p> <p>(2) 理事長及び副理事長で構成する会(以下「三役会」という。)、第10条第1項の各常置委員会は、それぞれ次に掲げる人員を理事候補者として推薦することができる。</p>

改正案		現行	
委員会等名	推薦数	委員会等名	推薦数
研修委員会	1人以内	研修委員会	1人以内
人材確保・育成委員会	1人以内	人材確保・育成委員会	1人以内
子育て支援委員会	1人以内	子育て支援委員会	1人以内
経営研究委員会	1人以内	経営研究委員会	1人以内
退職手当資金委員会	<u>1人以内</u>	(新設)	(新設)
三役会	5人以内	三役会	5人以内
2 (略)		2 (略)	
第6条の2 (理事長候補者の推薦)～第7条 (監事候補者の推薦) (略)	第6条の2 (理事長候補者の推薦)～第7条 (監事候補者の推薦) (略)	第6条の2 (理事長候補者の推薦)～第7条 (監事候補者の推薦) (略)	第6条の2 (理事長候補者の推薦)～第7条 (監事候補者の推薦) (略)
第3節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)	第3節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)	第3節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)	第3節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)
第8条 定款第18条第3項の副理事長は、定款第4条第1号から第5号までの事業からその一又は二の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるとする。	第8条 定款第18条第3項の副理事長は、定款第4条第1号から第5号までの事業からその一又は二の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるとする。	第8条 定款第18条第3項の副理事長は、定款第4条第1号から第4号までの事業からその一の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるとする。	第8条 定款第18条第3項の副理事長は、定款第4条第1号から第4号までの事業からその一の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるとする。
第4節 (顧問) (略)	第4節 (顧問) (略)	第4節 (顧問) (略)	第4節 (顧問) (略)
第5節 委員会 (常置委員会の設置)	第5節 委員会 (常置委員会の設置)	第5節 委員会 (常置委員会の設置)	第5節 委員会 (常置委員会の設置)
第10条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に5つの常置委員会を置く。 (1) 研修委員会 (2) 人材確保・育成委員会	第10条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に5つの常置委員会を置く。 (1) 研修委員会 (2) 人材確保・育成委員会	第10条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に4つの常置委員会を置く。 (1) 研修委員会 (2) 人材確保・育成委員会	第10条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に4つの常置委員会を置く。 (1) 研修委員会 (2) 人材確保・育成委員会

改正案	現 行
<p>(3) 子育て支援委員会</p> <p>(4) 経営研修委員会</p> <p>(5) <u>退職手当資金委員会</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(常置委員会の構成、所管事項等)</p> <p>第 11 条 前条第 1 項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>退職手当資金委員会は、委員 6 人以内で構成し、次の事項を所管する。</u></p> <p><u>ア 退職手当資金の給付及び造成に関する事項</u></p> <p><u>イ 当法人の資金運用管理に関する事項</u></p> <p><u>ウ 上記のほか、理事長が指定した事項</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p>第 13 条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>社員総会及び理事会における議案及び決議等の案件に関する事項</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3) 子育て支援委員会</p> <p>(4) 経営研修委員会</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(常置委員会の構成、所管事項等)</p> <p>第 11 条 前条第 1 項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p>第 13 条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総会及び理事会における議案及び決議等の案件に関する事項</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>3 (略)</p> <p>(三役・地区長会の設置)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第6節 災害対策本部 (災害対策本部の設置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第7節 事務局 (事務局の設置)</p> <p>第16条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局次長及び事務局参事その他の職員を置く。 ただし、事務局の定員(臨時又は非常勤職員を含む。)は<u>8人</u>とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3章 <u>助成及び県補助金の交付</u></p> <p>第1節 助成 (助成を行い得る条件)</p> <p>第17条 (略) (助成の対象事業)</p> <p>第18条 当法人が助成を行うことができる事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 社員が行う<u>加盟園</u>の施設、設備の整備事業</p> <p>(2) 社員が、市中銀行等から借り入れた借入金に対する利子補給</p>	<p>3 (略)</p> <p>(三役・地区長会の設置)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第6節 災害対策本部 (災害対策本部の設置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第7節 事務局 (事務局の設置)</p> <p>第16条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局次長及び事務局参事その他の職員を置く。 ただし、事務局の定員(臨時職員を含む。)は<u>7人</u>とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3章 業務等</p> <p>第1節 助成 (助成を行い得る条件)</p> <p>第17条 (略) (助成の対象事業)</p> <p>第18条 当法人が助成を行うことができる事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 社員が行う<u>幼稚園</u>の施設、設備の整備事業</p> <p>(2) 社員が、市中銀行等から借り入れた借入金に対する利子補給</p>

改正案	現 行
<p>(3) 社員が、その設置する<u>加盟園</u>の園児の学費負担を軽減するための措置に要する経費</p> <p>(4) 教職員の福利厚生その他<u>加盟園の教育・保育</u>の振興上必要と認められる事業を行う団体の行う事業</p> <p>(5) その他<u>加盟園の教育・保育</u>の振興のため必要なこととして理事会の決議があつた事業</p> <p>第19条 (助成についての事業計画)～第25条 (助成金の返還) (略)</p> <p>第2節 県補助金の交付 (県補助金の交付) 第26条 (略)</p> <p>第4章 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業 (研修事業)</p> <p>第27条 当法人は、教職員の資質の向上並びに<u>加盟園の教育・保育</u>内容の向上のために研修を行う。</p> <p>第28条 (福利厚生事業)～第29条 (教育奨励事業) (略)</p> <p>第5章 退職手当資金給付事業 第1節 総則 (退職手当資金給付事業)</p>	<p>(3) 社員が、その設置する<u>幼稚園</u>の園児の学費負担を軽減するための措置に要する経費</p> <p>(4) 教職員の福利厚生その他<u>県内私立幼稚園教育</u>の振興上必要と認められる事業を行う団体の行う事業</p> <p>(5) その他<u>県内私立幼稚園教育</u>振興のため必要なこととして理事会の決議があつた事業</p> <p>第19条 (助成についての事業計画)～第25条 (助成金の返還) (略)</p> <p>第2節 県補助金の交付 (県補助金の交付) 第26条 (略)</p> <p>第3節 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業 (研修事業)</p> <p>第27条 当法人は、教職員の資質の向上並びに<u>私立幼稚園</u>の教育内容の向上のために研修を行う。</p> <p>第28条 (福利厚生事業)～第29条 (教育奨励事業) (略)</p> <p>(第5章 新設)</p>

改正案	現 行
<p>第 30 条 当法人は、社員が設置する静岡県内の私立幼稚園・認定こども園・保育所に勤務する教職員で、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の加入者であるもの（以下「加入者」という。）が退職した場合に支給する退職手当に必要な資金を給付する事業（以下「退職手当資金給付事業」という。）を行う。 <u>（事業に参加できる法人）</u></p> <p>第 31 条 退職手当資金給付事業に参加できる法人は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>当法人の社員</u></p> <p>(2) <u>上記(1)以外で、既に前条の事業に参加している法人（令和 8 年 4 月 1 日以降に社員資格を喪失した法人を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当法人</u></p> <p>第 2 節 申込、辞退及び異動報告 <u>（申込の手続）</u></p> <p>第 32 条 <u>退職手当資金給付事業に参加する法人（以下「事業参加法人」という。）は、別に定める申込書により申し込み込まなければならない。</u> <u>（資格の喪失）</u></p> <p>第 33 条 <u>事業参加法人は、次の各号の一に該当するときは、退職手当資金給付事業の対象から除かれる。</u></p> <p>(1) <u>辞退</u></p> <p>(2) <u>定款第 6 条第 2 項に規定する負担金の納付を 6 箇月以上滞納した場合</u></p> <p>(3) <u>その他理事会において不相当と認められた場合</u></p> <p><u>（辞 退）</u></p>	

改正案	現 行
<p>第 34 条 退職手当資金給付事業の対象から辞退しようとする事業参加法人は、その理由を付して別に定める辞退届を提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。</p> <p>(債務の弁済)</p> <p>第 35 条 前条の規定により、退職手当資金給付事業から除かれた事業参加法人が当法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならぬ。</p> <p>(異動報告)</p> <p>第 36 条 事業参加法人は、教職員又は当該事業参加法人に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは、10 日以内に事業団に報告する際併せて別に定める異動報告書を当法人に提出しなければならない。既に報告した事項に誤りがあり、これを訂正する場合も同様とする。</p> <p>(1) 教職員が新たに事業団の加入者としての資格を取得し、又は喪失したとき。</p> <p>(2) 教職員の氏名に変更があったとき。</p> <p>(3) 事業参加法人の名称、住所又は代表者に異動があったとき。</p> <p>(4) 事業参加法人が新たに園を設立し、廃止し又は園の名称若しくは位置を変更したとき。</p> <p>(5) 事業参加法人が解散又は合併したとき。</p> <p>2 事業参加法人は、私立学校教職員共済法施行規則(昭和 28 年文部省令第 28 号)第 1 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、事業団に給与の月額について届け出をする際併せて別に定める届出書を当法人に提出しなければならない。既に届けた事項に誤りがあり、これを訂正する場合も同様とする。</p> <p>3 前 2 項の規定は、事業団に報告をし、又は届出をする必要のない事業参</p>	

改正案	現 行
<p><u>加法人又は教職員について準用する。</u></p> <p><u>(休職等の場合の特例)</u></p> <p><u>第 37 条 事業団の加入者であった者が、在職中に休職又は停職その他これらに準ずる事由により給与の全部又は一部の支給を受けなくなったことにより事業団の加入者の資格を喪失した場合においても、現実に退職するまでは、当該事業団の加入者であるものと見なしてこの規則を適用する。</u></p> <p><u>2 前項の給与の全部又は一部を減じて支給を受ける者の負担金額の算定は、休職中又は停職前の標準給与月額を基礎とする。</u></p> <p><u>3 事業参加法人は、教職員の休職、停職又はその他の事由により負担金の納入を中断しようとするときは、当法人に報告書を提出しなければならぬ。その事由が止み、納入を復活する場合も同様とする。この場合において、中断期間とは、中断開始日の前日の属する月の翌月から中断終了日の翌日の属する月の前月までとする。</u></p> <p><u>4 当法人は、前項の報告書を受理したときは、これを審査し、報告事由が適当と認められたときは、確認報告書を事業参加法人に送付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 節 退職手当資金の給付</u></p> <p><u>(退職手当資金の給付)</u></p> <p><u>第 38 条 第 30 条の規定による退職手当資金（以下「資金」という。）は、教職員が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ。）に、その勤務する事業参加法人が退職者又は遺族（退職したものが退職金の支給を受ける前に死亡した場合を含む。）に支給する退職金にあてられるため当該事業参加法人に給付する。</u></p> <p><u>2 遺族の範囲及び給付順位は、国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律</u></p>	

改正案	現 行
<p>第182号)の例によるものとする。</p> <p>3 事業参加法人が支給する退職金の額は、第1項の資金の額を下廻ってはならない。</p> <p><u>(資金の額)</u></p> <p>第39条 当法人が給付する資金の額は、退職した者の平均標準給与の月額に、別表1の左欄に掲げる勤続期間に応じ、その右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(平均標準給与の月額)</u></p> <p>第40条 前条の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算してその前3年間の各月における標準給与の月額の合算額の36分の1とし、<u>円未満の額を切り捨てて得た額とする。</u></p> <p>2 教職員であった期間が3年に満たない者の平均標準給与の月額は、教職員であった全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除し、<u>円未満の額を切り捨てて得た額とする。</u></p> <p><u>(勤続期間の計算)</u></p> <p>第41条 資金算定の基礎となる勤続期間の計算は、<u>事業参加法人の教職員としての引き続いた在職期間による。</u></p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、<u>事業参加法人の教職員が加入した日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。</u></p> <p>3 退職した教職員が他の事業参加法人に就職し引続き勤務した場合、当該教職員は退職しなかったものとみなし、前後の在職期間は引続いた在職期間とすることができる。この場合当該教職員は、<u>前任及び後任の事業参加法人(以下「関係事業参加法人」という。)の許可を受け、かつ、関係事業参加法人は事態発生日から10日以内に所定の手続きを行うものとし、当</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>法人は事業参加法人に対して当該退職に係る資金の給付を行わない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定による在職期間のうちに、事業参加法人が当法人に納付すべき負担金について未納の期間があるときは、その未納の期間に係る月数は、前3項の規定により計算した勤続期間から控除する。</u></p> <p>5 <u>教職員の休職、停職又はその他の事由により負担金の納入を中断したときは、その中断期間は勤続期間より控除する。</u> (資金の給付制限)</p> <p>第42条 <u>資金は次の各号の一に該当する場合は給付しない。</u></p> <p>(1) <u>教職員が懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分により退職した場合</u></p> <p>(2) <u>教職員が刑事事件に関し起訴され、当該判決の確定前に退職した場合。ただし、禁固以上の刑に処せられなかった場合は、判決確定後にこれを給付する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に該当するものがあるかどうかは、当法人の理事長が認定する。</u> (資金の請求手続き)</p> <p>第43条 <u>事業参加法人が資金の給付を受けようとするときは、別に定める請求書を当法人に提出しなければならない。</u> (裁定等)</p> <p>第44条 <u>当法人は、請求書を受理したときは、これを審査し、資金を給付すべきものと認めたとときは、速やかに退職手当の給付裁定及び送金通知書を事業参加法人に交付する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、審査の結果、資金を給付することができないと認めたとときは、書面で、かつ、理由を付してこれを事業参加法人に通知する。</u> (領収書の提出)</p>	

改正案	現 行
<p><u>第 45 条 資金を受領した事業参加法人は速やかに当法人に領収書を提出しな</u> <u>なければならない。</u> <u>(辞退等の場合に交付する交付金)</u></p> <p><u>第 46 条 事業参加法人が第 33 条の規定により事業の対象から除外された</u> <u>場合においては、当該事業参加法人が当該資格喪失の際、現に勤務してい</u> <u>る教職員に支給する退職手当資金の半額に相当する額(以下「交付金」とい</u> <u>う。)</u> を当該事業参加法人に交付する。</p> <p>2 <u>第 33 条第 1 号に規定する理由が、事業参加法人の廃園による場合は、</u> <u>退職手当資金の全額を交付する。</u></p> <p>3 <u>前項の交付金は、資格を喪失した日から 1 年を経過する日(以下「据置期</u> <u>間」という。) までには支払いを行わない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 節 みなし退職</u> <u>(みなし退職者)</u></p> <p><u>第 47 条 事業参加法人に勤務する教職員(第 56 条第 1 項の負担金納付対象</u> <u>者に限る。)で満 65 歳に達した年の年度末を経過した者をみなし退職者と</u> <u>いう。</u> <u>(みなし退職手当資金の給付)</u></p> <p><u>第 48 条 第 30 条の規定による退職手当資金は、みなし退職者に支給する退</u> <u>職金に充てるために当該事業参加法人に給付する。</u> <u>(引き上げの制限)</u></p> <p><u>第 49 条 退職手当資金の算定上、みなし退職前の標準給与月額 3 等級以</u> <u>上の引き上げを認めない。</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>第5節 資金管理・運用</u> <u>(資金管理・運用)</u></p> <p><u>第50条 退職手当資金給付事業等にかかる資金の管理は、当座の支出にあ</u> <u>てるため必要、かつ、最小限度の現金又は短期の預金として保有するほか</u> <u>は、長期の銀行等預金、国債、地方債、外国債券等の有価証券投資などの</u> <u>方法により、安全、かつ、有利に運用しなければならない。</u></p> <p><u>2 資金運用については、別に定めるところにより、的確な運用に努めるも</u> <u>のとする。</u></p> <p><u>第6節 退職手当資金給付事業補則</u> <u>(虚偽の排除)</u></p> <p><u>第51条 事業参加法人が当法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合に</u> <u>は、既に給付した資金を返還させ、又はその給付を停止することができる。</u> <u>(調査等)</u></p> <p><u>第52条 当法人は、負担金又は退職金に係る事業等につき必要があると認</u> <u>める場合には事業参加法人の帳簿書類を調査し、又は必要な報告を求める</u> <u>ことができる。</u> <u>(審査の請求)</u></p> <p><u>第53条 当法人の処分に対して不服のある事業参加法人は当法人に対し文</u> <u>書をもって審査の請求をすることができる。ただし、不服申し立ての事項</u> <u>が軽易なものと認められるものについては口頭によることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による審査の請求があつたときは、当法人はその請求を受理</u> <u>後、速やかに審査して裁決してなければならない。</u></p> <p><u>3 裁決は、文書により、かつ、理由を付して行うものとする。</u></p>	

現 行	改正案
<p>第30条 会費の金額は、社員の設置する私立幼稚園1か園当たり月額4,600円に、その幼稚園に毎年5月1日に在籍する園児1人当たり月額70円を加えた額とする。なお、新たに当法人に入会する社員は、入会時の会費として別に3万円を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(子ども・子育て支援新制度施行に伴う加入の継続)</p> <p>第54条 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が退職資金給付事業の対象となっていた私立幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。）に規定する被共済職員（次項において単に「被共済職員」という。）とならなかつた当該社会福祉法人の教職員については、第30条に規定する加入者とみなし、加入の継続を認め、退職手当資金給付事業の対象とする。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約対象施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者については、加入を認めない。</p> <p>第6章 社員の会費等 (会費)</p> <p>第55条 定款第6条第1項に規定する会費の金額は、社員の設置する園(加盟園)1か園当たり月額4,600円に、その園に毎年5月1日に在籍する園児1人当たり月額70円を加えた額とする。なお、新たに当法人に入会する社員は、入会時の会費として別に3万円を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>(負担金)</u></p> <p>第 56 条 定款第 6 条第 2 項に規定する負担金の金額は、<u>私立学校教職員共済法</u> (昭和 28 年法律第 245 号。次項において「<u>私学共済法</u>」という。) 第 22 条第 1 項の規定に基づき作成した別表 2 により定められた教職員それぞれ標準給与の月額に、1000 分の 62 を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 <u>前項の標準給与の月額を定める場合の給与の範囲は、私学共済法第 21 条の定めによる。ただし、通勤手当 (通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車、自転車等を使用することを常例とする教職員に支給する手当をいう。) を除くものとする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の負担金は、その月の分を翌月末までに納付しなければならぬ。</u></p> <p><u>(納付通知書等の送付)</u></p> <p>第 57 条 当法人は、社員等が負担すべき前 2 条に規定する会費及び各月の負担金をあらかじめ算出し、その額を納付通知書等に記載して、納期限の少なくとも 10 日前までに社員等に送付するものとする。</p> <p><u>(督促及び延滞金)</u></p> <p>第 58 条 <u>会費及び負担金を滞納した社員等に対しては、督促状を送付しなければならぬ。</u></p> <p>2 <u>社員等は、会費及び負担金を納期限までに納めなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じてその未納金額につき年利 14.6%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の延滞金は、次の各号の一に該当するときは、同項の規定にかかわらず、これを徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>延滞金の総額が 1,000 円未満であるとき。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(会費に対する延滞利息)</p> <p>第 31 条 社員は、会費を納入期までに納入しなかったときは、<u>納入期日の翌日から納入日までの日数に応じてその未納金額につき年利 18.25 パーセントの割合で計算した延滞利息を納入しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>(2) <u>滞納につきやむを得ない事情があると理事長が認めたととき。</u></p> <p>4 <u>延滞金の総額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。</u></p> <p>第7章 補則 (実施細目) 第59条 (略) (貸付金管理及び協会預け金) 第60条 (略) (規則の変更) 第61条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。ただし、<u>第39条、第55条第1項及び第56条第1項</u>を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならぬ。</p>	<p>(新設)</p> <p>第5章 補則 (実施細目) 第32条 (略) (貸付金管理及び協会預け金) 第33条 (略) (規則の変更) 第34条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。ただし、<u>第30条第1項</u>を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならぬ。</p>

附則 この改正は、公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との間で締結した合併契約の効力発生日（令和8年4月1日）から施行する。ただし、役員を選任手続きに係る規定は効力発生日後の最初の役員改選に係る手続きから適用する。

第4号議案 会計監査人の選任

公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との合併に伴い、会計監査人の設置が必要となるため、次のとおり会計監査人を選任する。

氏名	渡邊 喜明
資格	公認会計士（税理士）
所属事務所	税理士法人ヒカリヲ（静岡市） 代表
任期	合併契約の効力発生日（令和8年4月1日）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで。

第5号議案 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程

公益認定法の改正に伴い、外部理事及び外部監事の設置が義務付けられるため、その報酬に関する規程を定める。

公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会定款第24条第1項の規定に基づき、外部理事及び外部監事の報酬の額について定めることを目的とする。

(決定機関)

第2条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の用語の意義はそれぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 外部理事とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第15号に規定する1人以上必要とする理事をいう。

(2) 外部監事とは、認定法第5条第16号に規定する1人以上必要とする監事をいう。

(報酬等)

第4条 外部理事及び外部監事はいずれも非常勤とし、その報酬は別表のとおりとする。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

役 職	報 酬 額
外部理事	会議等への参加（1日）につき、「静岡県特別職の職員等の給与に関する条例」に規定する非常勤の特別職のうち、「附属機関の委員」の日額報酬とする。
外部監事	

<参考>令和7年度 日額11,500円

第6号議案 社員の入退会

1 入会

設置者	園名	施設種別	所在地	加入年月日
学校法人 十全青翔学園	風の子 こども園	幼保連携型 認定こども園	浜松市浜名区 平口1973	令和7年 4月1日

2 退会

設置者	園名	所在地	退会理由	退会年月日
学校法人 あすなろ学園	あすなろ 幼稚園	浜松市中央区 遠州浜一丁目 10番2号	休園のため	令和7年 3月31日

第7号議案 定時社員総会の招集

第73回定時社員総会を下記のとおり招集する。

日時 令和7年6月3日(火)午後1時～
場所 ホテルグランヒルズ静岡5階センチュリールーム
決議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 令和6年度事業報告及び財務状況報告 |
| 第2号議案 | 合併契約の承認 |
| 第3号議案 | 定款の一部改正 |
| 第4号議案 | 運営規則の一部改正 |
| 第5号議案 | 会計監査人の選任 |
| 第6号議案 | 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程 |

報告事項 社員である法人が設置する園の新規加入

設置者	園名	施設種別	所在地	加入年月日
学校法人 草分学園	認定こども園 杉の木保育園	幼保連携型 認定こども園	富士市伝法 2837	令和7年 4月1日
学校法人 渡辺学園	あつはら こども園	幼保連携型 認定こども園	富士市厚原 754-1	令和7年 4月1日

令和7年度

私立学校教育振興功労知事表彰受賞者

学校法人静岡聖母学園

星園幼稚園 園長

森島 チエ子

学校法人渡辺学園 理事長

たかおかこども園 園長

渡邊 宏行

学校法人静岡豊田学園

静岡豊田幼稚園 園長

宮下 友美恵

学校法人眞蹊樹小林学園 理事長

富士中央幼稚園 園長

小林 直樹

学校法人蒲学園

蒲幼稚園 園長

大貫 ななみ

(敬称略)

令和7年度 永年勤続表彰受賞者

(理事長・園長)

(勤続40年以上)

学校法人法城学園 理事長

こばとこども園 園長

稲葉 俊英

学校法人相愛学園

焼津幼稚園 園長

相田 早苗

(勤続30年以上)

学校法人大里東学園

大里東幼稚園 園長

望月 雅世

学校法人鈴木学園

しらゆり幼稚園 園長

山本 環

学校法人龍の子学園 理事長

座光寺 明

(勤続20年以上)

学校法人広幡学園

広幡こども園 園長

村田 和夫

学校法人高塚学園

認定こども園清水白百合幼稚園 園長

高塚 匡宏

(勤続10年以上)

学校法人大石寺学園 理事長

関 快道

学校法人 大石寺学園

上野幼稚園 園長

吉野 友勝

(敬称略)